

預けて安心!

自筆証書遺言書 保管制度

～大切な人のために、あなたの想いを
遺言書で残してみませんか～

制度の特色

安心

- 遺言書の改ざんや紛失を防止します

簡単・安価

- 家庭裁判所の検認が不要です
- 遺言書の保管の申請手数料は
3,900円

親切

- 法務局で遺言書を預かっていることを相続人等に通知します
- 相続開始後、相続人等は遺言書の内容を証明した遺言書情報証明書の請求や遺言書の閲覧を行うことができます

法務局が
大事な遺言書を
預かります



手続には
予約が必要です



法務局手続案内予約サービス専用ページ

遺言書ほかんガルー

岡山地方法務局

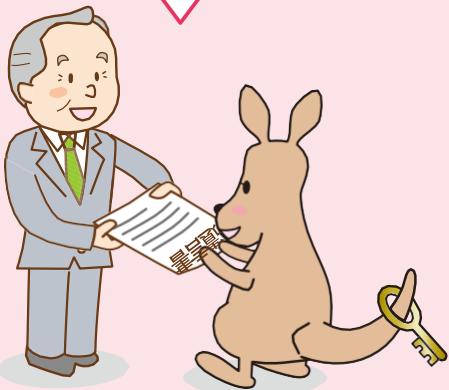
岡山地方法務局 遺言 検索



岡山地方法務局
ホームページ

遺言書を保管する手続

保管申請の手順



- ① 遺言書を書く
- ② 申請書を作成する
添付書類を準備する
- ③ 予約する（電話、インターネット）
- ④ 法務局に行く

※遺言書の内容について相談したい場合は、弁護士、司法書士等の専門家に相談されることをお勧めします。法務局では、遺言書の内容に関するご相談には応じられません。

※手続は予約が必要です。

法務局手続案内
予約サービス



保管の申請に必要なもの

自筆証書遺言に係る
遺言書



申請書※

添付書類(本籍及び
戸籍の筆頭者の記載
のある住民票等)



本人確認書類
(マイナンバーカード・
運転免許証等)



手数料(3,900円)



※申請書の様式は、以下のホームページからダウンロード
できます。

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html

また、法務局の窓口にも備え付けています。



遺言者が亡くなられた後の手続

相続人等は、遺言書の内容の証明書（遺言書情報証明書）の請求や
遺言書の閲覧をすることができます。



あらかじめ指定された方に対し、
法務局から、遺言書が保管され
ていることを通知します。



相続人等が遺言書情報証明書の
交付を受けた場合や、遺言書を閲
覧した場合に、他の相続人等に通
知します。



利用者の声

「法務局が預かってくれるから安心」「手数料が安い」
「自分が亡くなった後、指定した人に遺言書があることを通知してもらえる」



保管した遺言書があれば、スムーズに相続登記の申請ができます。

※令和6年4月1日から、相続登記の申請が義務化されました。

相続登記の義務化
特設ページ

